

よくある質問

1. 対象国「出生者」出生国の意味は？プログラムへの応募資格のない国で生まれた人が応募できる条件は？

対象国とは、一般的に、あなたの生まれた国を意味します。対象国は現在の居住地とは関係ありません。出生者とは、通常、居住国、国籍に関わらず、その国で生まれた人という意味です。移民ビザのプロセスにおいて、移民国籍法 202 条(b)項の規定では応募者自らの生まれた国以外を「出生国」とすることも認めています。

例えば、あなたが本年の DV プログラムの応募資格のない国で生まれていても、配偶者が応募資格のある国で生まれている場合には、配偶者の生まれた国をあなたの「出生国」として応募できます。ただし、あなたの配偶者が DV-2 ビザの受給資格を有し、DV-2 ビザが発給され、あなたと同時に DV ビザで米国に入国しない限り、あなたに DV-1 ビザは発給されません。同様に子どもは両親の出生国によって資格を得ることができます。

さらに、あなたの生まれた国が本年の DV プログラムへの応募資格のない国であっても、あなたの両親のいずれもが、あなたの生まれた時にその国の「居住者」でなかった場合には、両親のいずれかの生まれた国をあなたの「出生国」とすることができます。一般的に「居住者」とみなされない場合とは、生まれた国または帰化した国以外であり、一時的にその国に訪問、留学、または商用や職務に従事するために企業や政府から派遣されていた場合です。あなた自身の生まれた国以外を「出生国」とする場合には E-DV エントリーフォームの #6 にその旨明記してください。あなたが記載した「対象国」または「出生国」が正確でない場合(記載事項に正当な根拠がない場合など) 応募資格を失いますのでご注意ください。

2. 受領した当選通知の信憑性は？無作為抽選で当選した事実をどうしたら確認できますか？

オンラインで応募を送信してから少なくとも 2013 年 6 月まで確認ページを保管しておいてください。E-DV サイト www.dvlottery.state.gov 上の Entry Status Check ページにアクセスするには確認番号が必要です。Entrant Status Check は DV-2013 の当選結果を通知する唯一の方法であり、ビザ申請の手続き方法や面接予約の日時も Entrant Status Check 上で通知されます。

応募状況は 2012 年 5 月 1 日より確認できるようになります。**確認ページの情報を失った場合、ご自身で DV の当選状況を確認することはできません。** 当選者のみに DV ビザ申請についてのインストラクションが提供されます。当選しなかった応募者は、確認ページの情報を用いて E-DV 公式サイトから抽選結果を確認することはできますが、いかなる追加のインストラクションを受け取ることはありません。当方から確認ページの情報を送ることは**できません**。また、米国大使館や領事館は Entrant Status Check システムへのアクセス権がありません。また国務省が当選者のリストを提供することはできません。

無作為抽選によって選ばれた当選者は、E-DV サイト www.dvlottery.state.gov 上の Entry Status Check の当選者確認ページで DV ビザ手続きのインストラクションを受け取ります。インストラクションには、ビザ申請時に直接米国大使館または領事館で DV ビザおよび移民ビザ手続き料金を全て支払うことが記載されています。支払いが済むと領事部のキャッシ

ャーが直ちに米国政府の領収書をお渡しします。米国大使館または領事館で移民ビザ申請をする当選者は DV の費用を、郵送あるいは Western Union などの支払サービスを利用して送金しないでください。既にアメリカ国内にいて滞在資格変更手続きを行う当選者は、アメリカの銀行へ DV 費用を送る旨の別のインストラクションを受け取ります。

E-DV プログラムエントリーは米国政府の E-DV 公式サイトである www.dvlottery.state.gov からインターネットで行います。当選者に当選通知は送られません。米国政府は当選者に当選通知を E メールで送ったことは一切ありませんし、DV-2013 プログラムにおいて、そのような目的のために E メールを使用する予定もありません。Entrant Status Check 上で当選通知のインストラクションに従って返信したあと、当選者は面接予約が設定された旨の E メールを受け取ります。そのような E メールでも、実際の面接予約情報は記載されず、Entrant Status Check で詳細を確認するよう指示します。

最後に ".gov" がついているウェブアドレスのみが米国政府の公式サイトであることに注意してください。多くの非政府サイト(例: ".com"、".org"、".net" がついているアドレス)で移民やビザ関連情報およびサービスが提供されていますが、このような民間のウェブサイトを提供している情報については、内容にかかわらず、国務省が保証や推薦するものではありません。

あるサイトは、あたかも公式ウェブサイトであるような印象を顧客や一般の人に与え、E メールで勧誘してくるかもしれません。また、これらのウェブサイトは移民手続きに関する書式や情報についてサービス料金を払うことを要求するかもしれませんが、そのような情報は国務省や米国大使館 領事館のウェブサイトを通して無料で提供されています。さらに、これらのウェブサイトは、金銭を騙し取る目的で架空サービスを装い料金の支払いを要求するかもしれません(例えば、移民抽選ビザ申請やビザの料金)。このような詐欺の 1 つに一旦お金を送ったらおそらく決して戻らないでしょう。また、なりすまし犯罪に使われる可能性もありますので、これらのウェブサイトにいかなる個人情報も送るのは細心の注意を払うべきです。

3. ある特定の国の出生者にはなぜ抽選プログラムの資格がないのですか？

DV プログラムは、過去に米国に多くの移民を送っている国以外の国の方へ移民のチャンスを与えるのが目的です。移民法は「移民数の多い国」の出生者に DV ビザを発給しないことを言明し、「移民数の多い国」を、過去 5 年間に家族呼び寄せまたは雇用による移民ビザで 50,000 人以上が米国へ移民した国と規定しています。U.S. Citizenship and Immigrant Services (USCIS) は、毎年、DV プログラムから除外すべき対象国を判定するため、過去 5 年間の家族および雇用による移民の入国数を見直しています。対象国は、毎年 DV プログラム応募期間前に決定されるため、非対象国リストも毎年変更されます。

4. DV-2013 プログラムでのビザ発給制限数は？

法律により、DV プログラムは有資格者に毎年 55,000 件の永住ビザの発給を可能にしています。ただし、1997 年 11 月に米国議会を通過した NACARA 法 (Nicaraguan Adjustment and Central American Relief Act) では、早くて DV-1999 より、そして必要な期間、毎年割り当てられる DV ビザ 55,000 件のうち 5,000 件までを NACARA プログラムに割り当てることを明記しています。5,000 件を限度とする実際の削減は DV-2000 に始まり、今のところ DV-2013 まで有効です。

5. **DV-2013 抽選ビザの地域別制限数は？**

USCIS は、移民国籍法 203 条(c)項の規定を基に、毎年各地域への DV ビザ割り当て数の制限を決定します。USCIS での計算終了後、各地域に割り当てられるビザ数が発表されます。

6. **DV-2013 プログラムの受付はいつからですか？**

DV-2013 の応募期間は上記の通りです。例年、この登録期間内に数百万の応募があり、応募多数により当選者の選出に非常に時間がかかります。応募期間を 10 月から 11 月 5 日までとすることで当選者にはタイムリーに通知されると共に、応募者と大使館 領事館双方にビザ発給のための準備や手続きに十分な時間を与えることができます。応募者は早い時期に応募することを強くお勧めします。応募期間終了間際のかげこみ応募はシステムの遅延要因ともなります。2011 年 11 月 5 日(土)正午(東部夏時間)以降はいかなる応募も受理されません。

7. **米国に滞在中に応募できますか？**

はい。米国からでも、あるいはそれ以外の国からでも応募可能です。

8. **各応募者が DV 応募期間内に応募できるのは 1 回のみですか？**

はい。法律により期間内に各自が応募できるのは 1 回のみと規定されており、**同一応募者が 2 回以上応募した場合は資格を失います**。国務省は、応募期間内の複数応募を判別するための技術を導入しています。複数応募した方は資格を失い、その電子記録は国務省に永久に保管されます。応募者は通常に応募期間内に毎年応募することができます。

9. **夫と妻が別々に応募することはできますか？**

はい、夫と妻は、それぞれが応募条件を満たしていれば別々に 1 回ずつ応募することができます。一方が当選した場合、他方は配偶者としての資格で登録されることとなります。

10. **E-DV 応募に含める必要のある家族は？**

同居の有無やあなたと共に米国に移住する意思に関わらず、応募には配偶者（夫または妻）と 21 才未満で未婚のすべての子どもの名前を記載する必要があります。配偶者はたとえ別居中であっても、その別居が法律上認められたもの（別居を認める裁判所発行の文書）でない限り記載してください。法律上別居している場合や正式に離婚している場合は、以前の配偶者の名前を記載する必要はありません。実子、配偶者の前婚による子ども、あなたの国の法律に基づいて正式に養子縁組をした子どもを含め、その子どもが既に米国市民や米国永住者でない限り、**21 才未満で未婚の子どもをすべて、E-DV 応募時に記載してください**。現在は同居していない、あるいは、**DV プログラムでああなたと共に米国に移住する意志がなくても、21 才未満の子どもを電子エントリーの時点ですべて記載してください**。米国市民や米国永住資格を持つ子どもは記載する必要はありません。

家族の名前を応募に含めても、その家族があなたと共に米国に移住しなければならないということではありません。家族は残ることを選択することもできます。ただし、資格のあ

る家族を当初の DV 応募に記載せず、移民ビザ申請書に記載した場合、あなたのケースは資格を失います。これは、応募提出時に家族関係が成立していた場合に該当し、応募後に新たに加わった家族には該当しません。配偶者は、あなたの応募に名前が記載されていても、それぞれの応募が必要な家族の情報を含んでいる限り、別に応募することができます。上記質問#9をご参照ください。

11. 私の同性配偶者は DV 応募に含むことはできますか？

いいえ、米国への移民資格として同性婚は移民法で認められていません。しかし、あなたの同性配偶者は DV プログラムにご自身で応募することはできます。

12. 応募は申請者本人がしなければなりませんか、それとも第三者が代行できますか？

応募は自分自身で準備、提出することもできますし、第三者に代行を依頼することもできます。ただし、本人が直接応募しても、弁護士、友人、親戚などに代行を依頼した場合でも、各自が応募できるのは1件のみで、記載事項については応募者本人が責任を負うこととなります。当選しなかった方を含むすべての応募者は、2012年5月1日から、E-DVの公式サイト www.dvlottery.state.gov 上の **Entry Status Check** より応募状況を確認することができます。応募者は、各自確認ページ情報を保管することで応募状況を確認することができます。

13. 学歴や職歴に関する条件は？

応募にあたっては、高校卒業（または同等）以上の学歴、もしくは、過去5年以内に、最低2年間の研修や実務経験を要する職業に2年以上従事していることが条件となります。「高校卒業または同等」とは、米国における12年間の初等中等教育終了者であること、米国外の場合は、初等教育と米国の高校にあたる中等教育の正規のコース修了を意味します。この条件は、正規の学校教育を修了した場合のみ満たされます。通信教育やそれと同等レベルの証明書(**General Equivalency Diploma (G.E.D.)**など)は該当しません。学歴や職歴の証明書類は、当選後、移民ビザの面接を受ける際に米国領事に提出する必要があります。

14. DV プログラムの要件を満たす職業とは？

応募者の職業経験が条件を満たしているか否かの判定は、労働省の **O*Net Online** データベースを用いて行います。労働省の **O*Net Online** データベースでは職業経験を5つのグループに分けています。多くの職業がリストされていますが、DVプログラムの要件を満たすのはその中の特定の職業だけです。また、職業経験をもとにDVプログラムの要件を満たすためには、あなたが過去5年以内に2年以上、**O*Net Online** に **Job Zone 4** または **5**、**Specific Vocational Preparation (SVP)** レンジ **7.0** 以上と規定される職業に従事していたことを証明しなければなりません。

15. 要件を満たしている職業を労働省のサイトから検索する方法は？

労働省の **O*Net Online** データベースをご覧ください。あなたの職業が要件を満たすかは次の方法で検索できます。"Find Occupation"を選択し、次に"Job Family"を選択します。例えば、建築家とエンジニアを選択し、"GO"をクリックします。特定業務リンクから宇宙開

発給者をクリックします。特定業務を選択した後は、"Job Zone"タブで指定の Job Zone 番号および SVP レンジを検索します。詳細は [Diversity Visa – List of Occupations](#) をご覧ください。

16. 当選者はどのように選ばれるのですか？

すべてのエントリーは対象地域ごとに分けられ、それぞれ番号をつけられます。応募受付期間終了後、コンピューターによる無作為抽選によって、各対象地域ごとに当選者が選ばれます。それぞれの地域の中で1番に選ばれた応募が1番目のケース、2番目に選ばれた応募は2番目のケース、というように順に登録されていきます。応募期間中に受理されたすべてのエントリーの各対象地域内での当選確率は平等です。当選した場合は、2012年5月1日以降 E-DV サイト www.dvlottery.state.gov の Entrant Status Check 上で当選通知を受けます。ケンタッキー コンシューマーセンター (KCC) は、当選者がビザ申請者として在外公館で面接を受けるまで、あるいは資格を有する当選者が USCIS で滞在資格変更手続きを開始するまでの手続きを行います。

重要： 当選した方への通知は **E メールでは送られません**。正式な当選通知は **2012年5月1日以降 E-DV サイト www.dvlottery.state.gov の Entrant Status Check 上でのみ確認**できます。国務省は当選通知や手紙を郵送しません。もし E メールや手紙で E-DV 選考に関して通知を受領した場合、それは正式なものではないことにご注意ください。当選後、**Entrant Status Check 上で確認**できたインストラクションに返信した方で、あなたのケースの手続きが開始されてから、申請に関して **Entrant Status Check 上で新しい情報を確認**するよう、国務省から E メールで連絡を受ける場合があります。郵送あるいは **Western Union** などの送金サービスを利用して費用を送るような要請は**しません**。

17. 当選者は USCIS で滞在資格変更手続きを行うことができますか？

はい。米国移民国籍法第 245 条により定められている滞在資格変更の条件に該当する当選者は、米国滞在中に USCIS で永住者への滞在資格変更手続きを行うことができます。**DV-2013** の当選資格は **2013年9月30日**をもって失効するため、当選者は、米国外にいる家族の分も含め、**USCIS** での全ての手続きを **2013年9月30日**までに確実に終了しなければなりません。**2013年9月30日 24時**（東部夏時間）以降は、いかなる状況でも **DV-2013** に基づくビザ番号の割当を受けることはできません。

18. 当選しなかった応募者もその旨通知されますか？

当選しなかった方も含め、全ての応募者は E-DV ウェブサイト www.dvlottery.state.gov の Entrant Status Check 上で状況を確認することができます。応募者は、受領確認ページの情報をエントリー完了から少なくとも **2013年6月30日**まで保管しておいてください。**DV-2013** の応募状況の情報は、**2012年5月1日**から **2013年6月30日**までオンラインで確認することができます(**DV-2012** 年度の状況確認は、**2011年7月15日**から **2012年6月30日**まで)。

19. 何人の応募者が当選するのですか？

DV-2013 で発給されるビザの数は **50,000** 件ですが、それよりも多くの応募者が当選します。

なぜなら、最初の 50,000 人の中にはビザを取得する資格のない人や、ビザ申請手続きを行わない人がいることが予測されるため、割り当てられたビザ番号を残らず使い切るために 50,000 件以上のエントリーを当選とするからです。これは同時に、発給されるビザの総数が当選者数に満たないことを意味します。全ての当選者は E-DV サイトの **Entrant Status Check** 上で当選が知らされます。DV-2013 プログラム当選者の移民ビザの面接は 2012 年 10 月から開始されます。当選通知のインストラクションに従い必要情報を返信した当選者には米国大使館または領事館で行われる面接日の約 4～6 週間前に、E-DV サイトの **Entrant Status Check** 上で面接予約情報が通達されます。ビザは、使用可能なビザ番号がある限り、ビザの発給を受ける準備のできている申請者に対して毎月発行されます。50,000 件全ての DV ビザが発給された時点で、その年のプログラムは終了します。ビザ番号は 2013 年 9 月より前になくなる可能性もあります。ビザを希望する当選者は、各自のケースについて手続きを迅速に進めなくてはなりません。コンピューター抽選により当選したことはビザが自動的に発給されることを保証するものではありません。ビザ受給資格のある最初の 50,000 人のみにビザが発給されます。

20. E-DV プログラム応募への年齢制限(最低年齢)はありますか?

抽選プログラムに応募するための最低年齢は設けられていませんが、応募者は応募時点で高卒以上の学歴や職歴に関する条件を満たしていなければならないため、事実上 18 才未満の殆どの人は応募資格がないこととなります。また、親、兄弟は同行家族として DV ビザの受給資格はありませんので、DV ビザの応募に含められません。

21. E-DV プログラムには費用がかかりますか?

電子応募に際して費用はかかりません。DV ビザ申請者は、米国大使館や領事館で DV ビザの申請 面接時に必要な全ての料金を領事部会計に直接支払わなければなりません。料金に関する詳細は、当選者に送られるインストラクションの中に明記されています。

22. DV ビザ申請者はビザ不適格条件の適用の免除を受けることができますか? また、免除を申請するための特別な手続きはありますか?

申請者は米国移民国籍法で定められている全ての移民ビザ不適格条件について審査されます。通常、移民法で定められている条項以外にビザ不適格条件を免除する特別な規定、または特別な免除申請方法はありません。米国籍者や米国永住者の近親者がいる申請者と同様に DV 申請者にも一般的な不適格条件免除の規定が該当する場合がありますが、DV には時間的制約があるため、申請者はその免除を受けることは難しいでしょう。

23. DV プログラム以外の移民ビザ申請者として既に登録されています。DV プログラムに応募できますか?

はい、そのような人たちも DV プログラムに応募できます。

24. 当選者が DV カテゴリーで移民ビザを申請できる期間は?

DV-2013 当選者は、米国政府の 2013 年会計年度内、つまり 2012 年 10 月 1 日から 2013 年 9 月 30 日までに限りビザを受ける資格があります。当選し、ビザ受給資格のある申請者は、

例外なく会計年度内にビザの発給を受けるか永住者への資格変更を完了しなければなりません。DV 当選者で 2013 年 9 月 30 日まで(会計年度内)にビザの発給を受けなかった場合、DV による権利を次年度に持ち越すことはできません。また、DV-2013 登録により資格を受ける配偶者や子どもも 2012 年 10 月 1 日から 2013 年 9 月 30 日までのみ DV カテゴリーでのビザを受ける資格があります。米国外の申請者は、E-DV ウェブサイトの Entrant Status Check を通して面接日の 4~6 週間前に国務省から面接予約通知を受け取ります。

25. E-DV 当選者が死亡した場合はどうなりますか？

DV 当選者が死亡した場合、当選は取り消されます。それに伴い、配偶者や子どもも DV ビザの受給資格を失います。

26. オンライン E-DV の開始時期は？

オンラインでエントリーできるのは 2011 年 10 月 4 日(火) 東部夏時間の正午から 2011 年 11 月 5 日(土) 東部夏時間の正午までです。

27. E-DV エントリーフォームをダウンロードして Microsoft Word(または他のプログラム)に保存し、記入することはできますか？

いいえ。エントリーフォームを他のプログラムに保存し後に記入して提出することはできません。E-DV エントリーフォームはウェブフォームのみで、ワードのフォーマットに比べて、より全世界共通に対応しています。E-DV エントリーフォームはオンライン上で入力し、送信する必要があります。

28. もしスキャナーがない場合、米国の親族へ自分の写真を送り、スキャンした写真をディスクに保存したものを返送してもらって応募することはできますか？

はい。写真が規定の条件を満たし、E-DV オンラインエントリーと同時に電子的に提出されるのであれば、そのような方法が可能です。オンラインで応募する前にスキャンした画像ファイルを準備してください。写真をあなたのオンライン申請と別に送信することはできません。1 人が提出できるオンラインエントリーは 1 件のみです。複数のエントリーは DV-2013 の応募資格を失うこととなります。エントリー(写真と申請を併せた)は米国からでも、それ以外の国からでもオンラインで送信できます。

29. エントリーフォームをオンラインで保存することはできますか？ そうすれば、一部を入力し、続きを後から入力して完成することができるのですが。

いいえ、できません。E-DV エントリーフォームは入力から送信まで続けて行うようにデザインされています。しかし、フォームが 2 部に分かれていることや、ネットワーク上の障害による遅延の可能性もあることから、E-DV システムはフォームのダウンロード開始からオンラインで送信されたエントリーが E-DV ウェブサイトで受理されるまでに 60 分の処理時間を設定しています。60 分以上経過してもエントリーがオンラインで受理されなかった場合は、それまでに入力された情報は無効となります。従って、以前の一部分のエントリーが重複応募として完全なエントリーの妨げとなることはありません。DV-2013 インストラクションはエントリーフォームの作成にはどのような情報が必要か明確に説明していま

す。オンラインフォームを作成させる前に、インストラクションをよくお読みになり、必要な情報を収集するなど、十分準備をしてください。

30. 送信したデジタル画像が規定の条件を満たしていない場合、システムがその E-DV エントリーフォームを拒否し応募者に通知すると記されています。それは、エントリーフォームを再送することができるという意味ですか？

初めに送信されたエントリーはシステム上拒否されているため、E-DV ウェブサイトへ実際に提出されたと認識されません。ですから、エントリーを再度送信することができます。E-DV エントリーを提出したとみなされませんので、受理確認通知も送られません。もし、送信されたデジタル写真が規定の条件を満たしていないため写真に問題があると認識された場合、E-DV ウェブサイトで自動的に拒否されます。しかし、インターネットの特性上、その拒否通知が受信されるまでの時間を予測することはできません。もし、応募者自身が問題を修正して Part1 あるいは Part2 が 60 分以内に再送信された場合は問題ありませんが、そうでない場合はもう一度初めから行わなければなりません。応募者は完全な申請を送信し、確認通知を受取るまで必要であれば何度でも送信することができます。

31. 電子確認通知は、完全な E-DV エントリーフォームがオンラインシステムで受理されるとすぐに送られるのですか？

E-DV エントリーフォームの受理確認通知を含む、E-DV ウェブサイトからの回答は直ちに送信されます。ただし、インターネットや E メール の特性上、その通知が受信されるまでの時間を予測することはできません。「送信」ボタンを押してから何分も経過している場合、再度「送信」ボタンを押しても問題ありません。確認通知を受信していない限り、2 度「送信」ボタンが押されても E-DV システムが識別できなくなることはありません。完全な申請が送信され確認通知を受信するまで、応募者は必要であれば何度でも送信を試みることができます。ただし、一旦確認通知を受信した後は再送信しないでください。

32. インターネット詐欺や迷惑メールはどのように報告したらよいですか？

インターネット詐欺について申立てをしたい場合は、米国連邦取引委員会が中心となり、17 カ国の消費者保護局が参加する「国境を越えた消費者トラブルについての苦情情報サイト」（日本語：www.econsumer.gov/japanese/）を参照してください。あるいは、FBI の Internet Crime Complaint Center (<http://www.ic3.gov/default.aspx>) に報告することもできます。迷惑メールに関する申立ては、司法省の Contact Us ページ (www.usdoj.gov/spam.htm) を通じて報告してください。

33. DV プログラムで移民ビザを取得した場合、米国政府は米国への航空運賃、住居探しや求職の援助、保健医療、あるいはその他の援助をしてくれますか？

いいえ。DV ビザ申請者は、航空運賃、住居や求職の援助、医療費など、いかなる援助も受けることはありません。DV 当選者はビザが発給される前に米国で生活保護を受ける必要のないことを証明しなければなりません。この証明には個人資産を示す書類、米国在住の親戚や友人からの扶養宣誓供述書(Form I-134)、米国での雇用者からの雇用証明書等が必要になります。

DV-2013 に応募資格のある国のリスト

以下のアジアの国の出身者は DV-2013 に応募する資格があります。海外地域にある属領は統治する国の地域に含まれます。DV-2013 に応募資格のない国は USCIS の移民国籍法 203 条(c)項の規定に基づき定められています。移民多様化ビザに応募資格のないアジアの国(家族呼び寄せまたは雇用による移民ビザの多い国、あるいは移民数の多い国)についてはページ最後の部分をご覧ください。

アジア

アフガニスタン	レバノン
バーレーン	マレーシア
ブータン	モルジブ
ブルネイ	モンゴル
ビルマ	ネパール
カンボジア	北朝鮮
東ティモール	オマーン
香港特別行政区	カタール
インドネシア	サウジアラビア
イラン	シンガポール
イラク	スリランカ
イスラエル	シリア
日本	台湾
ヨルダン	タイ
クウェート	アラブ首長国連邦
ラオス	イエメン

次のアジアの国の出身者は今年度の DV ビザに応募する資格はありません:

バングラディッシュ、中国(本土生まれ)、インド、パキスタン、韓国、フィリピン、ベトナム。香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾出身者は**応募資格があります**。

1967 年以前にイスラエル、ヨルダン、シリアに統治された地域の人はイスラエル、ヨルダン、シリアを出身国とすることができます。